明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

ニ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　建設型仮設住宅

(1)　建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とすること。

(3)　建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できること。

［号の細分を削る。］

(5)　建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6)　建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7)　建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二　応急仮設住宅

［柱書を加える。］

イ　住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものであること。

［号の細分を加える。］

ロ　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のために支出できる費用は、二百六十六万円以内とすること。

ハ　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。

ニ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できること。

ホ　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができること。

ヘ　災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

ト　応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

［号の細分を加える。］